

富士見市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者を決定するための低入札価格調査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 低入札価格調査の対象とする契約は、建設工事請負契約のうち総合評価方式により入札を行うものとする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、前条に規定する契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める際の判断基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる算定方法によって得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切り捨て）
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切り捨て）
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切り捨て）
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額（円未満切り捨て）

3 前項の規定により調査基準価格を定めることが困難な場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下の範囲内で市長が定めた額を調査基準価格とする。

4 調査基準価格の算出に当たっては、第2項各号の額を合計した段階で百円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第2項のただし書きの規定及び前項の規定により調査基準価格を定めるものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、百円未満の端数を切り捨

て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、若しくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、百円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(失格基準価格)

第4条 市長は、第2条に規定する契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとし、失格基準価格を下回る価格で入札をした者は、失格とする。

2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる算定方法によって得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切り捨て）
- (2) 共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額（円未満切り捨て）
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額（円未満切り捨て）
- (4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額（円未満切り捨て）

3 前条第3項の規定により調査基準価格を定めた場合は、前項の規定にかかわらず調査基準価格を下回る範囲で、市長が定める額とする。ただし、その額は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下回らない額とする。

4 失格基準価格の算出に当たっては、第2項各号の額を合計した段階で百円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、前項の規定により失格基準価格を定めるものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、百円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格が、調査基準価格を下回る価格で、かつ、失格基準価格以上の価格であったときは、その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）について、当該入札に係る落札者の決定は保留し、次条に規定する低入札価格調査を行う。

(低入札価格調査等)

第6条 市長は、低入札価格調査（最低価格入札者に対して、契約の内容に適合した履行がされるかどうかの事情聴取その他の調査を行うことをいう。）を行い、当該調査の結果に基づいて最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否を審査する。

2 前項の調査及び審査は、入札執行担当課長、当該低入札価格調査の対象となった工事を発注した課長（これに相当する室長及び所長を含む。）及び入札執行担当課長が指名する職員により行う。

3 低入札価格調査は、次の各号に掲げる様式を用いて行う。

- (1) 低入札価格調査に係る書類の提出について（様式第1号）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (3) 直接工事費に係る内訳明細書（様式第3号）
- (4) 共通仮設費に係る内訳明細書（様式第4号）
- (5) 配置予定技術者名簿（様式第5号）
- (6) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第6号）
- (7) 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第7号）
- (8) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第8号）
- (9) 下請予定業者等一覧表（様式第9号）
- (10) 手持ち資材の状況（様式第10号）
- (11) 資材購入予定先一覧（様式第11号）
- (12) 手持ち機械の状況（様式第12号）
- (13) 機械リース元一覧（様式第13号）
- (14) 労務者の確保計画（様式第14号）
- (15) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第15号）
- (16) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第16号）
- (17) 誓約書（様式第17号）
- (18) その他低入札価格調査に必要と認める様式

4 前項に規定する低入札価格調査について、入札執行担当課長は、調査の一部を省略することができる。

5 入札執行担当課長等は、別紙調査書（様式第18号）を作成し、市長の決裁を受けるものとする。

6 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とし、入札執行担当課長は、その者を落札者とし通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。履行がされないおそれがあると認められる場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内においてその者に次ぐ低価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

7 第4条の規定は、次順位者の入札に準用する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

低入札価格調査に係る書類の提出について

年 月 日

下記の工事について、低入札価格調査制度実施要領第6条に基づき、別添のとおり資料等を提出します。なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

記

- 1 工事名
- 2 履行場所
- 3 開札日

(宛先) 富士見市長

所在地又は住所
商号又は名称
氏 名

様式第2号（第6条関係）

当該価格で入札した理由

工事名

履行場所

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載する。

様式第3号（第6条関係）

直接工事費に係る内訳明細書

工事名

履行場所

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
直接工事費計						

入札時に提出した入札金額見積内訳書の直接工事費（税抜）について、貸与した設計図書と同項目で内訳明細書（工事区分～細別）を作成。（設計図書と項目が一致すれば自社様式可。）

様式第4号（第6条関係）

共通仮設費に係る内訳明細書

工事名

履行場所

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
共通仮設費計						

入札時に提出した入札金額見積内訳書の共通仮設費（税抜）について、より詳細な内訳明細書（工事区分～細別）を作成。（設計図書と項目が一致すれば自社様式可。）

様式第5号（第6条関係）

配置予定技術者名簿

工事名

履行場所

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者				
主任技術者				
現場代理人				

配置予定の監理技術者、主任技術者、現場代理人等を記入。

様式第6号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工事名

履行場所

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

当該工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

様式第7号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名

履行場所

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

様式第8号（第6条関係）

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

工事名

履行場所

案内図

理由

調査対象者の事務所、倉庫等のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものについて記載する。当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、当該工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

様式第9号（第6条関係）

下請予定業者等一覧表

工 事 名

履行場所

工 期	年 月 ～ 年 月	入札金額（税抜き）
-----	-----------	-----------

	担当工事内容	会社名	工期	経費内訳				
				資材	機械	労務	その他	計
下請 工事			～					
			～					
			～					
			～					

	納入内容	会社名	納期	見積額
資材			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	リース内容	会社名	リース期間	見積額
機械 リース			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	労務内容	会社名	期間	見積額
労務			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	内容	会社名	期間	見積額
交通誘 導員			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

下請工事業者、資材納入業者、機械リース業者、交通誘導員派遣業者等について記入

誓約書

年 月 日

私が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となりましたが、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はありません。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 履行場所
- 3 申込みに係る金額（税込）

（宛先）富士見市長

所在地又は住所
商号又は名称
氏 名

様式第18号（第6条関係）

低入札価格調査書

事 項		調査月日	調査結果等
①低入札価格調査に係る書類の提出について（様式第1号）			
②当該価格により入札した理由（様式第2号）			
③直接工事費に係る内訳明細書（様式第3号）			
④共通仮設費に係る内訳明細書（様式第4号）			
⑤配置予定技術者名簿（様式第5号）			
の主張がある場合におけるその適否 特別な事由により、資材等の調達ができる	⑥手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第6号）		
	⑦手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第7号）		
	⑧契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式第8号）		
	⑨下請予定業者等一覧（様式第9号）		
	⑩手持ち資材の状況（様式第10号）		
	⑪資材購入予定先一覧（様式第11号）		
	⑫手持ち機械数の状況（様式第12号）		
	⑬機械リース元一覧（様式第13号）		
	⑭労務者の確保計画（様式第14号）		
⑮過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第15号）			
⑯建設副産物の搬出地（様式第16号）			
⑰誓約書（様式第17号）			
⑱ その他	経営状況の確認		
	建築業法違反の有無		
	賃金不払の状況		
	下請代金の支払遅延状況		
	その他		

【審査結果】

- ① 適合した履行がされると認められる。
② 適合した履行がされないおそれがあると認められる。

【理由】

年 月 日午前・後 時 において審査した結果は、上記のとおりです。

年 月 日

(1) 入札執行担当課長 総務課 氏名

(2) 工事発注課長 ○ ○ 課 氏名